

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十三号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「施設」の下に「(プラスチック・フィルム等を用いた被覆施設であつて、その高さが一・五メートルをこえるものに限る。)」を加える。

別表第一の五の項中「二三、八〇〇円」を「二二、八〇〇円」に改める。

別表第一の六の項中「一八〇、〇〇〇円」を「二五〇、〇〇〇円」に改める。

別表第一の八の項中「一一〇、二五〇円」を「一二〇、〇〇〇円」に改める。

別表第一の十の項中

「動力刈取機一台につき

一四〇、〇〇〇円」

を

「動力刈取機一台につき

結束型二条にあつては

三二〇、〇〇〇円

結束型三条にあつては

四二〇、〇〇〇円

自脱型コンバインにあつては

五五〇、〇〇〇円」

に改める。

別表第一の十四の項から十六の項までを次のように改める。

<p>十四 自給飼料調製貯蔵技術導入資金 乳牛又は肉用牛の飼料となるサイレージをプラスチック・シート等による簡易なサイロを用いて調整し、及び貯蔵するために必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>一セット(サイレージ二〇トン分)につき 二〇、三〇〇円</p>	<p>二年以内</p>
<p>十五 肉用牛等林地内放牧技術導入資金 知事が定める基準に基づき、林地において乳牛又は肉用牛の放牧及び草生の改良と森林の施業とを合理的に組み合わせて行なう場合に当該放牧及び草生の改良を行なうために必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>林地一〇アールにつき 一一、三〇〇円</p>	<p>三年以内</p>
<p>十六 葉たばこ予備黄変技術導入資金 葉たばこの予備黄変(葉たばこを乾燥する過程においてこれを乾燥室に入れる前に黄変させることをいう。)を行なうための施設を設置するために必要な資材又は当該施設において使用する懸ちよう器の購入に要する資金</p>	<p>施設を設置する場合にあつては、一セット(生葉一トン分)につき 二八、七〇〇円 懸ちよう器を購入する場合にあつては、一セット(生葉二トン分)につき 八六、四〇〇円</p>	<p>三年以内</p>

別表第一の二十一項を次のように改める。

二十一 食鶏育成技術改善資金 食鶏の育成技術改善に必要な資材の購入に要する資金

二十二 集団的技術共同導入資金 農林大臣が定める基準に基づき、農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において当該団体が当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入するために必要な施設の設置又は機械の購入に要する資金

資材一セットにつき

四五四、〇〇〇円

三年以内

稲又は麦を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

二〇、一五〇円

五年以内

野菜を露地において栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一八、七〇〇円

田において稲を通常栽培する期間以外の期間に飼料作物の栽培（乾草及びサイレージの調製を含む。以下この項において同じ。）を行なうために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一八、一〇〇円

畑において輪作により飼料作物の栽培を行なうために必要な施設を設置し、又は機械を導入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一八、二〇〇円

<p>二十三 野菜マルチング栽培資金 野菜類の早熟栽培を行なうためのマルチ資材の購入に要する資金</p>	
<p>野菜類の早熟栽培を行なうは場一〇アールにつき 四、八〇〇円</p>	<p>畑において多年生牧草の栽培(乾草及びサイレージの調製を含む。)を行なうために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 一二、三〇〇円</p>
<p>二年以内</p>	

第二号様式(一)の次に第二号様式(一)の二)として次のように加える。

第2号様式 (1の2)

事 計 業 画 書(技術導入資金
(集团的技術共同導入資金))

1 総括表

借受主体の名称		代表者の氏名		事業の対象となる部門		参加農家戸数					
参加農家の経営面積						参加農家の家畜飼養状況					
田	畑	果樹園	採草放牧地	その他	計	乳牛	肉用牛	馬	豚	鶏	その他
アール	アール	アール	アール	アール	アール	頭	頭	頭	頭	羽	
事業の対象となる部門の細目		対象作目名		参加農家の総耕作規模		左のうち、本事業の対象となる生産行程に係る規模		参加農家戸数			
				現況		目標		現況		目標	
				アール		アール		アール		アール	
								戸		戸	

(注) 1 事業の対象となる部門の細目は、たとえば、飼料作物部門を水田裏作、畑輪作等に区分する等細目の区分を要するものについて記入すること。

2 「目標欄」には、おおむね5年後の目標を記入すること。

3 野菜指定産地の区域内において野菜を対象として本事業を実施しようとする場合は、「対象作目名」欄に当該野菜指定産地名及び当該野菜指定産地に係る指定野菜の種別をかつ書きすること。

7 機械および施設利用計画

作業名	区 分	既導入機械施設				新規導入機械施設			

8 意 見

	貸付の要否	そ の 理 由
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄		

(注) 野菜指定産地の区域内において野菜を対象として本事業を実施しようとする場合は、野菜指定産地指導員の意見を加えること。

9 添付書類

事業を実施する地区の市町村内における位置、地形、道路、水路、耕地等を示す略図 (1/5000程度)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七百八十八号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十一月二十六日から施行する。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「桑園集団化にあつては

一三、八〇〇円

「桑園集団化にあつては

二二、八〇〇円

第一の表の五の項中

〔桑苗(六〇〇本)

九、〇〇〇円

〔桑苗(七二〇本)

一八、〇〇〇円

土じよう改良資材

四、八〇〇円

土じよう改良資材

四、八〇〇円

第一表の六の項中

「国内産種球にあつては(三万球)

一八〇、〇〇〇円

「国内産種球にあつては(三万五千球)

二五〇、〇〇〇円

に改める。

第一の表の八の項中

「チャンネルにあつては

一一〇、二五〇円

「チャンネルにあつては

一一〇、〇〇〇円

に改める。

第一の表の十の項中

「動力刈取機一台につき

一四〇、〇〇〇円

「動力刈取機一台につき

結束型二条にあつては

結束型三条にあつては

自脱型コンバインにあつては

三一〇、〇〇〇円

四一〇、〇〇〇円

五五〇、〇〇〇円

に改める。

第一の表の十四の項から十六の項までを次のように改める。

十四 自給飼料調製貯蔵技術導入資金	プラスチック・シート等 プラスチック管 コック	農業者等	一セット(サイレイジニ〇トン分)につき 二〇、三〇〇円	四月	五月
十五 肉用牛等林地内放牧技術導入資金	放牧施設 隔障物 給水塩施設 土じよう改良資材及び草生改良牧草種子	農業者等	林地一〇アールにつき 隔障物 一、三〇〇円 給水塩施設 九、〇〇〇円 石灰質資材 五〇〇円 磷酸質資材 二〇〇円 化成肥料 一、二〇〇円 牧草種子 三七〇円	八月	九月
十六 葉たばこ予備黄変技術導入資金	予備黄変施設(木材、プラスチック・フィルム等) 懸ちよう器	農業者等	予備黄変施設一セット(生葉一トン分)につき 二八、七〇〇円 懸ちよう器一セット(生葉二トン分)につき 八六、四〇〇円	六月	七月

第一の表の二十一の項を次のように改める。

二十一 食鶏育成技術改善資金

育すう器
金属製中すうケージ
金属製仕上げケージ

農業者等

資材一セットにつき

育すう器(七〇〇羽用) 一台

四五四、〇〇〇円

金属製中すうケージ(六〇〇羽用) 一二台

一三〇、〇〇〇円

金属製仕上げケージ(四〇〇羽用) 一八台

一四四、〇〇〇円

一八〇、〇〇〇円

六月

七月

二十二 集团的技術共同導入資金

(一) 稲又は麦
イ 機械
農業用トラクター(乗用型)及び
附属作業機、高能率防除機(背負式を除く。)、収穫機、乾燥機等の動力機械
ロ 施設
共同育苗施設(共同催芽施設を含む。)
(二) 露地野菜
イ 機械
農業用トラクター(乗用型)及び
附属作業機、高能率防除機(背負式を除く。)、移植機等の動力機械
ロ 施設

農業者の組織する団体

稲又は麦を栽培するために必要な施設を
し、又は機械を購入する場合には、耕地一〇アールにつき
野菜を露地において栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合には、耕地一〇アールにつき

二〇、一五〇円

一八、七〇〇円

田において稲を通常栽培する期間以外の期間において飼料作物の栽培(乾草及びサイレージの調製を含む。以下この項において同じ)を行なうために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合には、耕地一〇アールにつき

一八、一〇〇円

四月から十一月まで

五月から十二月まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】

<p>二十三 金 野菜マルチング栽培資</p>	<p>ポリエチレン・フィルム</p>	<p>農業者等</p>	<p>野菜類の早熟栽培を行なう場合一〇アールにつき 四、八〇〇円</p>	<p>八月又は十一月</p>	<p>九月又は十二月</p>	
		<p>共同育苗施設、移動かん水施設(施肥を含む。)及び定置配管施設(肥料作物イ 機械 農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式を除く。)、飼料調整機、飼料乾燥機等の動力機械 ロ 施設 乾草収納舎、サイロ、尿溜及び堆肥盤</p>				<p>畑において輪作により飼料作物の栽培を行なうために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 一八、二〇〇円 畑において多年生牧草の栽培(乾草及びサイレーシの調製を含む。)を行なうために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 一二、三〇〇円</p>